

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年3月まで
② 昭和58年9月及び同年10月
③ 昭和59年1月から同年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続をし、申立期間①についての国民年金保険料も納付していた。私の国民年金手帳は姉の氏名及び生年月日が記載された後、私のものに訂正されていた事情があり、その訂正の際に、納付記録についても不備が生じた可能性があるため、保険料が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③については、退職の都度、私が再加入手続をし、保険料を金融機関で納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間②及び③について、退職の都度、国民年金被保険者資格の取得手続をしたとしているが、市役所の記録によると、申立人は昭和57年10月に国民年金被保険者資格を喪失した後、59年4月21日に再取得するまで資格取得手続を行った形跡は見当たらない上、この再取得日は国民健康保険の加入日や住所変更日等とも一致しており、これらの手続が同日行われたとみることに不自然さも無いことから、申立期間②及び③は国民年金に未加入で保険料は納付できなかったと推認される。

一方、申立期間①については、申立人の保険料を納付していたとする申立

人の母親は、国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがえるほか、申立内容のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の姉の氏名等で払い出された後、申立人の氏名等に訂正されたことが国民年金受付処理簿から確認でき、行政の事務処理に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年12月までの期間、52年4月から53年3月までの期間、53年7月から54年9月までの期間、61年7月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月及び62年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和53年7月から54年9月まで
④ 昭和61年7月から同年9月まで
⑤ 昭和61年11月及び同年12月
⑥ 昭和62年2月

昭和50年8月ごろ市役所で国民年金の加入手続を自分で行った。申立期間①は祖父母が毎月私の給料の中から保険料を納付してくれ、また、申立期間②から⑥までは妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとされる申立人の祖父母は既に他界しており、申立期間②から⑥までの保険料を納付していたとされる申立人の妻は納付金額やどの時期の保険料を納付したか等についての記憶が曖昧^{あいまい}で、申立期間に係る納付状況は不明である。

さらに、国民年金に加入したと申立人が述べている市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険事務所の記録によれば、昭和52年2月ごろ、別の市で払い出されていることから申立期間①の保険料を当時、納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間②から⑥までの夫婦二人分の保険料を申立

人の妻が銀行で納付したと述べているが、申立期間のうち1か月間を除いて申立人の妻も保険料が未納となっている。

そのほか、申立期間は6回と多数で、これら申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

申立期間①については、会社を退職した時に姉の勧めで、私が国民年金の加入手続を市役所で行い、3か月ごとに300円を納付した。また、申立期間②については、会社を退職し再就職するまでに私が国民年金に加入し、市役所で保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、会社を退職した昭和41年3月に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及び社会保険事務所の国民年金受付処理簿の記録からみて、申立人は同年9月に加入手続を行い、同年3月にさかのぼって資格取得したものと推認され、この時点で申立期間①のうち41年3月分の保険料は過年度保険料となるが、申立人には過年度納付の手続を行った記憶が無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、国民年金手帳を持参せずに市役所で3か月分又は6か月分を現金で納付し領収書もらったと述べているが、当時は印紙検認方式のため国民年金手帳を持参しなければ市役所で保険料を納付することはできない上、市役所では国民年金手帳の印紙検認記録欄に押印することで保険料収納の記録としていたため、領収書は発行しておらず、申立人の記憶と齟齬がある。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①に係る資格喪失の記載、申立期間②に係る資格取得及び資格喪失の記載、申立期間①及び②に係る検認の押印が無いなど、申立人が被用者年金からの切替手続や

これに伴う保険料納付を適切に行っていなかった可能性がうかがえる。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年3月までの期間及び39年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年3月まで
② 昭和39年11月から41年3月まで

私は、会社を退職した昭和39年11月ごろ知人に頼んで国民年金の加入手続をした。申立期間①の保険料は、20歳になった36年8月から会社に勤務していた時期を含めて39年10月までの分を39年11月ごろさかのぼって知人を通じて一括納付した。申立期間②の保険料は、同じ知人を通じて定期的に納付していた。私はすべて知人に支払っており、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、知人に行ってもらったと述べており、それを行ったとされる知人の現在の所在も分からないため、当時の加入状況、納付状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年5月ごろに払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いため、保険料を納付できなかったと考えられ、加えて、仮に申立人の主張どおり39年11月ごろに加入手続を行ったとしても、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。